別紙２

「一定程度の後遺障がい、一酸化炭素中毒」における「一定程度の後遺障がい」について

一定程度の後遺障がい、一酸化炭素中毒の「一定程度の後遺障がい」とは、消費者安全法施行規則第5条に定める身体の障がいとする。

(1) 次に掲げる視覚障害であって、長期にわたり身体に存するもの

イ　両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者について　　は、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ０．１以下のもの

ロ　一眼の視力が０．０２以下、他眼の視力が０．６以下のもの

ハ　両眼の視野がそれぞれ１０度以内のもの

ニ　両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの

(2) 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害であって、長期にわたり身体に存するもの

イ　両耳の聴力レベルがそれぞれ７０デシベル以上のもの

ロ　一耳の聴力レベルが９０デシベル以上、他耳の聴力レベルが５０デシベル以上のもの

ハ　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が５０パーセント以下のもの

ニ　平衡機能の著しい障害

(3) 次に掲げる嗅覚の障害

イ　嗅覚の喪失

ロ　嗅覚の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの

(4) 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

イ　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失

ロ　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存す　るもの

(5) 次に掲げる肢体不自由

イ　一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの

ロ　一上肢又は一下肢のいずれかの指を末節骨の一部以上で欠くもの

ハ　一上肢若しくは一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の　三指以上の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、その程度がイからハまでに掲げる障害の程度以上　であると認められる障害

(6) 循環器、呼吸器、消化器又は泌尿器の機能の障害であって、長期にわたり身体に存し、　かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの